

京都市告示第 218 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 6 月 17 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科上花山経 15号線	山科区上花山旭山町12番地の1地先から	旧	メートル 59.20	3.85 ～メートル 4.85
	同区上花山桜谷55番地の1地先まで	新	59.20	6.20 ～ 11.13
梅津緯55号線	右京区梅津尻溝町78番地の3地先から	旧	37.00	3.15 ～ 7.15
	同町66番地の10地先まで	新	37.00	3.73 ～ 8.50
松尾御陵経10 号線	西京区御陵北山町16番地の14地先から	旧	19.20	1.70 ～ 2.25
	同町22番地地先まで	新	19.20	2.40 ～ 4.04

(建設局道路部道路明示課)